



国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修学年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

《所得の目安となる計算式》 **118万円＋{扶養親族等の数×38万円}**

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。承認を受けた次の年度も在学予定で引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、申請が必要になります。

学生納付特例制度により、令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付しています。同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送することで、令和2年度の申請ができます。（在学証明書又は学生証の写しの添付は不要。）

令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

年金との関係は？

老齢基礎年金を満額で受けるためには、40年の保険料納付が必要ですが、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上なければ、年金を受け取ることができません。

学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口とお近くの年金事務所、在学する大学等の窓口です。

大学等の窓口で申請を行うには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和元年度住民基本台帳閲覧状況

令和元年度の住民基本台帳の閲覧状況は下記のとおりです。

期 間 平成31年4月～令和2年3月
閲覧件数 6件

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和元年度占冠村の情報公開制度の運用状況

令和元年度の情報公開制度の運用状況をお知らせします。

開示請求の処理状況

・請求件数 6件
・公開件数 6件
・非公開件数 0件
・不存在件数 0件

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象です。

貸付限度額

原則として、1回限り10万円以内。ただし、以下の場合は一世帯につき20万円以内の貸付も可能。

- 1 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
- 2 世帯員に要介護者がいる場合
- 3 4人以上の世帯である場合
- 4 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者等がいる場合
①新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
②風邪症状などの新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校に通う子
- 5 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合

据置期間 貸付の日から1年以内

償還期間及び利子 据置期間終了後2年以内。無利子。

必要書類 ①借入申請者の身分証明書（住民票、健康保険証、運転免許証等）

②印鑑

③借入申請者の預金通帳またはキャッシュカード

④新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳等）

☎ 占冠村社会福祉協議会 ☎ 56-2700

生活福祉資金（総合支援資金（生活支援費））特例貸付

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付を行います。

貸付限度額

単身世帯：月15万円以内

2人以上：月20万円以内

貸付期間 原則3か月とし、最長12か月以内。

据置期間 貸付の日から1年以内

償還期間及び利子 据置期間終了後10年以内。無利子。

その他 総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

☎ 占冠村社会福祉協議会 ☎ 56-2700

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯や勤労者等の皆様へ

新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時的に収入が減少している世帯等を対象とした貸付金制度があります。

制度ごとに問い合わせ窓口が異なりますので、お問い合わせの際はご注意ください。



経営・金融特別相談室

経営に影響を受けている中小企業等を支援するため、経営及び金融の相談に対応する特別相談室を設置しています。

詳しくは村商工会へお問い合わせください。

☎ 村商工会 ☎ 56-2473

占冠村勤労者福祉金庫

以下に該当する村内勤労者に対して、緊急時の生活資金の融資を図ります。

- 1 資金を必要とする事由が明確であること。
- 2 本村の住民基本台帳に登録されていること。
- 3 保証人を有すること。（占冠村に住所を有し、独立の生計を営んでいる者1人）

貸付限度額 30万円以内

償還期間 18か月以内

償還方法及び利子 一時払、月賦払、分割払。無利子。

☎ 村企画商工課 商工観光担当 ☎ 56-2124

占冠村勤労者生活資金貸付制度

以下に該当する村内勤労者に対し、生活の安定に資するため、生活資金の貸付を行います。

- 1 村内に住所を有していること。
- 2 村内の事業所等に勤務していること。
- 3 現在の事業所等に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する者であること。

貸付限度額 50万円以内

償還期間 貸付日から起算して7年以内。

償還方法及び利子 月賦均等償還。年利2.81%（一部利子補給あり）

☎ 北海道労働金庫 富良野支店 ☎ 23-6000

☎ 村企画商工課 商工観光担当 ☎ 56-2124